

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（市長事務部局、議会局、教育委員会を除く行政委員会）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.5 %
全職員	76.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長相当職	101.8 %
課長相当職	99.0 %
課長補佐相当職	100.1 %
係長相当職	98.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.5 %
31～35年	93.8 %
26～30年	95.4 %
21～25年	92.7 %
16～20年	90.3 %
11～15年	89.6 %
6～10年	87.8 %
1～5年	89.8 %

【説明欄】

○国からの出向者の勤続年数は、国家公務員としての勤続年数を通算している。

○令和5年度の情報公表から、実態をより適切に説明できるよう以下の方法で集計した。

- ・月額雇用の会計年度任用職員は、週当たり勤務時間に基づいて職員数を換算。
- ・日額又は時間額雇用の会計年度任用職員は、正確な給与の差異の比較が困難であるため除外。

○制度上、給与の取扱いに男女差は存在しない。ただし、以下の要因等によって給与支給額に差が生じている。

- ・【任期の定めのない常勤職員】扶養手当の受給者に占める男性の割合が大きい（86%）。
- ・【全職員】常勤職員（給与水準が比較的高い）は男性が占める割合が大きく（女性 38%）、会計年度任用職員（給与水準が比較的低い）は女性が占める割合が大きい（女性 63%）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.5 %
全職員	95.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長相当職	- %
課長相当職	97.6 %
課長補佐相当職	96.1 %
係長相当職	96.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6 %
31～35年	95.1 %
26～30年	94.0 %
21～25年	94.7 %
16～20年	93.9 %
11～15年	97.0 %
6～10年	93.2 %
1～5年	95.9 %

【説明欄】

- 男性職員又は女性職員が2人未満の項目については「-」と記載している。
- 令和5年度の情報公表から、実態をより適切に説明できるよう以下の方法で集計した。
 - ・月額雇用の会計年度任用職員は、週当たり勤務時間に基づいて職員数を換算。
 - ・日額又は時間額雇用の会計年度任用職員は、正確な給与の差異の比較が困難であるため除外。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（消防局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.9 %
全職員	96.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長相当職	- %
課長相当職	98.7 %
課長補佐相当職	94.0 %
係長相当職	98.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.7 %
31～35年	91.3 %
26～30年	96.1 %
21～25年	92.5 %
16～20年	101.5 %
11～15年	100.6 %
6～10年	99.8 %
1～5年	107.5 %

【説明欄】

- 男性職員又は女性職員が2人未満の項目については「-」と記載している。
- 令和5年度の情報公表から、実態をより適切に説明できるよう以下の方法で集計した。
 - ・月額雇用の会計年度任用職員は、週当たり勤務時間に基づいて職員数を換算。
 - ・日額又は時間額雇用の会計年度任用職員は、正確な給与の差異の比較が困難であるため除外。
- 制度上、給与の取扱いに男女差は存在しない。ただし、以下の要因等によって給与支給額に差が生じている。
 - ・【任期の定めのない常勤職員以外の職員】再任用職員（給与水準が比較的高い）の全員が男性であり、会計年度任用職員（給与水準が比較的低い）の全員が女性である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（上下水道局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.1 %
全職員	78.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長相当職	- %
課長相当職	- %
課長補佐相当職	98.7 %
係長相当職	99.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.2 %
31～35年	90.7 %
26～30年	87.1 %
21～25年	80.5 %
16～20年	82.6 %
11～15年	93.8 %
6～10年	96.4 %
1～5年	84.6 %

【説明欄】

- 男性職員又は女性職員が2人未満の項目については「-」と記載している。
- 令和5年度の情報公表から、実態をより適切に説明できるよう以下の方法で集計した。
- ・月額雇用の会計年度任用職員は、週当たり勤務時間に基づいて職員数を換算。
 - ・日額又は時間額雇用の会計年度任用職員は、正確な給与の差異の比較が困難であるため除外。
- 制度上、給与の取扱いに男女差は存在しない。ただし、以下の要因等によって給与支給額に差が生じている。
- ・【任期の定めのない常勤職員】扶養手当の受給者に占める男性の割合が大きい（97%）。
 - ・【全職員】任期の定めのない常勤職員の給与の差異が反映されたもの（任期の定めのない常勤職員以外の職員は職員数が少なく影響が小さい）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（交通局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	60.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	- %
全職員	67.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長相当職	- %
課長相当職	- %
課長補佐相当職	- %
係長相当職	- %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	- %
26～30年	- %
21～25年	- %
16～20年	- %
11～15年	- %
6～10年	- %
1～5年	102.0 %

【説明欄】

- 男性職員又は女性職員が2人未満の項目については「-」と記載している。
- 令和5年度の情報公表から、実態をより適切に説明できるよう以下の方法で集計した。
 - ・月額雇用の会計年度任用職員は、週当たり勤務時間に基づいて職員数を換算。
 - ・日額又は時間額雇用の会計年度任用職員は、正確な給与の差異の比較が困難であるため除外。
- 制度上、給与の取扱いに男女差は存在しない。ただし、以下の要因等によって給与支給額に差が生じている。
 - ・【任期の定めのない常勤職員】【全職員】女性の常勤職員の全員が勤続年数1～5年（給与水準が比較的低い）である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	58.8 %
全職員	60.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長相当職	- %
課長相当職	81.0 %
課長補佐相当職	102.8 %
係長相当職	66.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	77.3 %
26～30年	73.9 %
21～25年	79.0 %
16～20年	64.2 %
11～15年	60.4 %
6～10年	68.5 %
1～5年	53.3 %

【説明欄】

- 男性職員又は女性職員が2人未満の項目については「-」と記載している。
- 令和5年度の情報公表から、実態をより適切に説明できるよう以下の方法で集計した。
- ・月額雇用の会計年度任用職員は、週当たり勤務時間に基づいて職員数を換算。
 - ・日額又は時間額雇用の会計年度任用職員は、正確な給与の差異の比較が困難であるため除外。
- 制度上、給与の取扱いに男女差は存在しない。ただし、以下の要因等によって給与支給額に差が生じている。
- ・【任期の定めのない常勤職員】【任期の定めのない常勤職員以外の職員】【全職員】医師（医師以外の職員と比べて給与水準が突出して高い）に占める男性の割合が大きい（全医師のうち女性28%）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。